

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の部分開示決定において非開示とした部分のうち、次に掲げる事項以外の部分を開示すべきである。

- (1) 役員名簿中、代表役員の生年月日並びに代表役員以外の責任役員の氏名、生年月日、住所及び就任年月日
- (2) 財産目録中、摘要の欄の中項目以下、数量の欄、金額の欄、備考の欄、代表役員の印影、代表役員以外の責任役員の氏名及び印影

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人らは、平成12年10月2日に、実施機関に対し、山口県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年山口県条例第55号）による改正前の山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「 郡 に事務所を置く宗教法人 から提出された宗教法人法第25条第2項第2号に定める役員名簿の写し及び同項第3号に定める財産目録の写し（いずれも最新のもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、 郡 に事務所を置く宗教法人 （以下「本件宗教法人」という。）から提出された役員名簿及び財産目録の写し（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件宗教法人の代表役員（以下「本件代表役員」という。）に対する意見聴取を行った後、平成12年10月24日付けで本件公文書の部分開示の決定を行うとともに、その旨異議申立人ら及び本件代表役員に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人らは、実施機関が平成12年10月24日付けで行った本件公文書の部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を不服として、平成12年10月26日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。



する情報が公益上必要である情報に該当しないと言っているのであれば、重大な失言と考える。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示決定理由書による説明の要旨は、次のとおりである。

##### 1 公文書の内容

本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、本件宗教法人から所轄庁である実施機関に提出されたものである。

なお、法第25条第5項では、所轄庁は、宗教法人から提出された備付け書類の写しを取り扱う場合においては、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定されている。

##### 2 部分開示とした理由

###### (1) 役員名簿

###### ア 条例第9条第1号の該当の有無について

法第25条第4項の規定による宗教法人の事務所備付け書類の写しを実施機関が受理することは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされているため、条例第9条第1号の「その指示に従うものとされている」事務に該当する。

よって、平成10年7月23日付けの文化庁文化部長通知の指示のとおり、代表役員の氏名など登記事項等の公知の事実を除き、条例第9条第1号に該当する。

###### イ 条例第9条第2号の該当の有無について

特定の宗教法人の責任役員であることや、いつその責任役員に就任したかということ、すなわち特定の宗教とのかかわりを有することは、個人の信仰に関する情報である。したがって、代表役員の生年月日並びに代表役員以外の責任役員の氏名、生年月日、住所及び就任年月日は、個人に関する情報であり、条例第9条第2号に該当する。なお、当該情報は、条例第9条第2号イからハまでに掲げる情報のいずれにも該当しない。

###### (2) 財産目録

###### ア 条例第9条第1号の該当の有無について

(1)のアのとおり、登記事項等の公知の事実を除き、条例第9条第1号に該当する。

###### イ 条例第9条第2号の該当の有無について

代表役員以外の責任役員の氏名は、(1)のイのとおり、条例第9条第2号に該当する。

また、代表役員以外の責任役員の印影についても、特定の宗教法人と結びつけることにより、特定の個人が識別され得ることから、条例第9条第2号に該当する。

なお、当該情報は、条例第9条第2号イからニに掲げる情報のいずれにも該当しない。

#### ウ 条例第9条第3号の該当の有無について

宗教法人の代表者たる代表役員の印鑑は、法人が契約の締結、各種請求行為等の行為を行う際にその真正を証するものであり、内部情報として管理しているものであるため、条例第9条第3号に該当する。

また、財産に関する記載事項は、法人の財産状況を明らかにしたものであり、法人の内部情報として通常非公知の事項であるため、条例第9条第3号に該当する。

なお、当該情報は、条例第9条第2号イから八までに掲げる情報のいずれにも該当しない。

#### エ 条例第9条第4号の該当の有無について

代表役員の印影及び代表役員以外の責任役員の印影は、一般に開示することにより印鑑偽造等により不正に利用されるおそれがあるため、条例第9条第4号に該当する。

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 本件公文書の内容及び性格

ア 本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、本件宗教法人から所轄庁たる実施機関に提出されたものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

イ 本件公文書のうち、役員名簿の写しには、代表役員及び代表役員以外の責任役員の氏名、生年月日、住所及び就任年月日のほか、宗教法人名等が記載されている。

ウ 本件公文書のうち、財産目録の写しには、本件宗教法人の財産の状況を記載した表のほか、代表役員の氏名、印影等が記載されている。

#### 2 条例第9条第1号の該当の有無について

##### (1) 条例第9条第1号について

条例第9条は、同条第1号に規定する「法令等の規定により公開することができ

ないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

条例第9条第1号に該当するものは、法令等に非公開とする旨が明記されている情報のほか、法定受託事務における法的拘束力のある主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報をいう。

法第25条第4項の規定による宗教法人の事務所備付け書類の写しを所轄庁が受理する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であるが、当該事務により受理した写しについて非開示として取り扱うものとする法令等の規定はなく、また当該写しの取扱いについては主務大臣等からの法的拘束力のある明示の指示もないことから、本件公文書は条例第9条第1号に該当しない。

3 条例第9条第2号の該当の有無について

(1) 条例第9条第2号について

条例第9条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、このような情報であっても、条例第9条第2号イからニに掲げる情報については、除外することとなっている。

(2) 本件公文書について

ア 代表役員以外の責任役員の氏名、住所及び印影について

特定の個人の識別については、一般的には、氏名及び住所をもって可能となるため、役員名簿に記載されている代表役員以外の責任役員の氏名及び住所並びに財産目録に記載されている代表役員以外の責任役員の氏名は、条例第9条第2号の非開示事項に該当する。

また、財産目録にある代表役員以外の責任役員の印影についても、本件宗教法人と結びつけることにより特定の個人が識別され得ることから、条例第9条第2号の非開示事項に該当する。

イ 代表役員以外の責任役員の生年月日について

役員名簿に記載されている代表役員以外の責任役員の生年月日は、個人特有の情報であり、また本件宗教法人と結びつけることにより、特定の個人が識別され得ることから、条例第9条第2号の非開示事項に該当する。

ウ 代表役員以外の責任役員の就任年月日について

特定の宗教法人の責任役員であることや、いつ責任役員に就任したかとういこと、すなわち、特定の宗教とのかかわりを示す事項は、個人の信仰に関することであり、役員名簿に記載されている代表役員以外の責任役員の就任年月日は、条例第9条第2号の非開示事項に該当する。

エ 代表役員の生年月日について

代表役員の生年月日は、個人特有の情報であり、法第52条第2項に掲げる登記事項ではないため、条例第9条第2号の非開示事項に該当する。

4 条例第9条第3号の該当の有無について

(1) 条例第9条第3号について

条例第9条は、同条第3号に規定する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

しかし、このような情報であっても、条例第9条第3号イからハに掲げる情報については、除外することとなっている。

(2) 本件公文書について

ア 法人の財産に関する情報について

法第25条第5項では、所轄庁は、宗教法人から提出された備付け書類の写しを取り扱う場合においては、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定されている。

財産目録にある財産に関する記載事項は、本件宗教法人の財産状況を明らかにしたものであり、開示することにより資産及び負債の内容が明らかになるほか、摘要の欄にある中項目以下については、宗教法人固有の項目が存在することもあり得るなど、宗教活動に不利益を与えるおそれがあることから、条例第9条第3号の非開示事項に該当する。

イ 代表役員の印影について

宗教法人の代表役員の印鑑は、宗教法人の設立登記に当たって法第65条の規定により準用される商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により登記所に提出されており、その印影は、契約の締結等法人としての行為の真正を証するものである。

また、商業登記法第12条第1項の規定のとおり、その印鑑証明の交付を請求できる者は限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できる情報ではない。

すなわち、当該印影は、宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであり、財産目録にある代表役員の印影については、条例第9条第3号の非開示事項に該当する。

## 5 条例第9条第4号の該当の有無について

### (1) 条例第9条第4号について

条例第9条は、同条第4号に規定する「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができるとしている。

### (2) 本件公文書について

#### ア 代表役員以外の責任役員の印影について

財産目録にある代表役員以外の責任役員の印影は、使用者が住所地の市区町村長にあらかじめ届出を行い、当該市区町村長が登録した印鑑の印影であるのか、あるいはいわゆる認め印の印影であるのかの判別はできないが、いずれにせよ、現在の日本社会において個人の財産の処分や管理などの私法上の行為において押印をすることは、個人の意思を証明する必要不可欠な手段であり、印影を開示することにより、印鑑偽造等の方法による財産権の侵害をもたらすおそれを否定できない以上、当該印影は、条例第9条第4号の非開示事項に該当する。

#### イ 代表役員の印影について

宗教法人の代表役員の印鑑については、4の(2)イで記述したとおり商業登記法第12条第1項の規定によりその印鑑証明の交付を請求できる者は限定されているなど、専ら宗教法人が業務活動を行う上での内部情報として管理しているものであり、当該印影を開示することにより、印鑑偽造等の方法による財産権の侵害をもたらすおそれを否定できないため、財産目録中代表役員の印影は条例第9条第4号の非開示事項に該当する。

## 6 条例第9条に規定する「開示しないことができる」の解釈について

異議申立人らは、条例第9条には「当該文書の開示をしないことができる。」とあり、これは義務的非開示の規定ではなく、裁量的非開示の規定であるので、仮に同条第1号から8号に該当する場合でも開示できると主張する。

しかしながら、「当該文書の開示をしないことができる。」とは、請求に係る公文

書に記録されている情報が条例第9条各号に規定する非開示事項に該当する場合に限り、実施機関に当該公文書の開示をしないことができる権限を与えたものであって、開示をするか否かの裁量を与えたものではないと解される。

また、異議申立人らは、実施機関の部分開示決定理由書に「原則的に非公開とすることを定めている。」と記載しているのは、原則と例外を逆転した誤りの解釈であると主張するが、条例第9条は、第1号から8号までに規定するいずれかの情報に該当するときは、「開示をしないことができる」とし、ただ、第2号及び3号において、「（次に掲げる情報を除く。）」として、「開示をしないことができる」とする規定の適用が排除される場合を定めているのであり、この第9条の構成からして、第1号から8号までに規定する情報に該当する場合は原則的に非公開とするが、そのうち第2号及び3号の前記除外規定に該当する場合に限り、例外的に開示することを定めていることは明らかである。また、この除外規定に該当する場合以外にも、例外的に開示することがあることを認める趣旨ではないことも明らかである。

#### 7 条例における開示請求者の取扱いについて

異議申立人らは、本件宗教法人の利害関係人であり、法第25条第3項の規定に基づき本件宗教法人の役員名簿及び財産目録を閲覧することができる者であると主張する。

しかしながら、条例上の非開示事項に該当するか否かの判断は、請求者が何人であるかを問わず判断するものであり、何人の開示請求であっても、同様のものを開示するという趣旨であることは、条例附則第4項で、個人情報で本人からの開示の申出であっても開示するものを限定的にしか認めていないことから明らかである。

また、異議申立人らは、実施機関が本件代表役員に対する意見聴取を行った際に、異議申立人らの氏名を告げるべき趣旨の反論をしているが、開示請求を行った個人に関する情報も条例第9条第2号に該当することは明らかであり、当然、非開示事項として取り扱うべき情報であることから、異議申立人らの主張を採用することはできない。

#### 8 本件公文書を開示することの公益性について

異議申立人らは、本件請求が に関する神社地の取得のためのものであるにもかかわらず、実施機関が公開することが公益上必要である情報にも該当しないとしていることは、「重大な失言と考える。」と主張する。

しかしながら、条例第9条第2号八及び同条第3号八に規定する「公開することが公益上必要であると認められる情報」又は同号イ及びロに規定する「公開することが必要であると認められる情報」とは、県民の生命、身体等を危害から保護し、又は法



人等の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するなど、公共の安全を確保する観点から公益上開示すべき積極的理由が強いものをいい、当該情報そのものが、個人情報や法人等の不利益情報の保護と比較衡量してもなお公開すべき公益性を有していると判断されるものでなければならない。

このような見地から検討すると、本件公文書に記録されている情報には前述のような公益性は認められない。したがって本件公文書は、条例第9条第2号ハ又は同条第3号イからニまでに掲げる情報には該当しない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

## 第6 審査会の審議経過等

別紙1のとおり（省略）